一般競争入札(条件付)公告共通事項(建設工事)

1 入札方法について

岡山県電子入札共同利用システム(以下「電子入札システム」という。)を利用した、電子入札により実施する。

2 入札参加資格要件について

入札に参加できる者(入札公告において共同企業体での入札参加を指定した工事にあっては、その 共同企業体の全構成員)は、次に掲げる全ての要件に該当する者に限る。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に掲げる者でないこと。
- (2)入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領 に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (3)入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、倉敷市建設工事等暴力団対策会議設置要綱(平成13年倉敷市告示第276号)に基づく指名除外を受けていないこと。
- (4)入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、建設業法(昭和24年法律第100号) 第28条第3項又は第5項の規定による岡山県内における営業の停止命令(以下「営業停止命令」 という。)を受けていないこと。(当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るものであり、かつ 対象が公共工事に係るものである場合に限る。)
- (5) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、会社更生法(平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に 基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受 けている者を除く。)でないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 予定価格2億円以上の工事においては、同一年度内に本市が発注する予定価格2億円以上の工事を3件以上落札していないこと。

なお、共同企業体を結成し落札した工事については、予定価格に当該共同企業体を構成する各構成員の出資割合を乗じて得た額をもって、各構成員が落札した予定価格とみなすものとする。

また、同時に複数の一般競争入札(条件付)に入札参加した場合において、予定価格2億円以上の案件について、既に落札した案件を含め3件を超える落札候補者となった場合は、先に落札候補者となった工事から優先して入札参加資格の審査を受けなければならないものとし、落札件数が3件に達した後の案件については入札参加資格の審査は行わず、次順位者を落札候補者として取り扱うものとする。

- (8) 入札の公告日において、電子入札システムにより倉敷市の利用者登録をしていること。
- 3 配置予定技術者について
- (1)請負代金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上となった場合においては、 配置される主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。ただし、建設業法第26条第3 項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者については、専任を要しない。
- (2) 請負代金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事においては、配置予定技術者は、入札公告に定める開札執行日時点において請負業者と継続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限るものとする。
- (3) 落札者は配置予定技術者として申請した者を当該工事の主任技術者又は監理技術者として配置しなければならない。(工場製作を必要とする工事において、入札公告で工場製作期間中における技術者の変更を認める定めがある場合を除く。)
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、配置技術者を変更できるものとする。ただし、交代前後における技術者の技術力が同等(入札条件等に適合している等)以上に確保される場合に限るものとする。 ア 死亡、病休、退職等真にやむを得ない場合
 - イ 一つの契約工期が多年に及ぶダム、トンネル等の大規模な工事
 - ウ 請負代金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満の工事 なお、真にやむを得ない場合を除いて、交代の時期が工程上の一定の区切りであること、交代前

後の技術者相互及び発注者を含めた協議や引継ぎのための一定の期間を設けるなど、工事の継続性や工程管理、品質確保等工事の施工に影響がないと認められることが必要である。

(5) 同時に配置可能技術者数を上回る件数の入札に参加することは可能とするが、落札(候補)者となったことにより配置可能な技術者が不足する状態となった場合は、それ以後に開札を行う入札について直ちに入札辞退届を提出すること。

特に開札執行が同日に行われる場合は、必要に応じて開札執行の傍聴等を行うなど開札結果を逐 次確認し、技術者の不足により入札参加資格の審査時に失格となったり、落札者となったにもかか わらず契約の締結ができなくなることのないよう、十分注意すること。

※配置可能技術者数を上回る件数の落札(候補)者となった場合は、先に落札(候補)者となった 工事に技術者を優先配置しなければならないものとする。

- 4 設計図書の交付等について
- (1) 設計図書及び入札金額内訳書は、入札参加希望者が電子入札システムから設計図書及び入札金額 内訳書をダウンロードすることにより交付する。この場合において、入札公告において共同企業体 での入札参加を指定した工事にあっては、第1構成員の電子入札用ICカードを使用して設計図書 及び入札金額内訳書の交付を受けなければならない。
- (2) 設計図書に対する質問は、契約課がファクシミリ(持参及び電話不可)により受け付け、回答は、電子入札システム上に掲載することにより行うものとする。

ただし、質問が無かった場合は、掲載は行わない。

5 入札参加表明について

入札参加希望者は、設計図書の交付(ダウンロード)を受け、電子入札システムにより入札参加表明の登録を行わなければならない。この場合において、入札公告において共同企業体での入札参加を指定した工事にあっては、第1構成員の電子入札用ICカードを使用して入札参加表明の登録を行わなければならない。

- 6 入札書の提出について
- (1) 電子入札システムにより、入札金額その他必要事項の登録を行うことにより、入札書を提出する こと。この場合において、入札公告において共同企業体での入札参加を指定した工事にあっては、 第1構成員の電子入札用ICカードを使用して入札書を提出しなければならない。
- (2) 事前の申請により書面による入札参加を認められた入札者は、上記(1) にかかわらず、書面により入札書を提出すること。この場合、入札書は入札公告で定めた開札執行日時に8(1)に記載する開札場所において提出すること。
- (3) 提出した入札書の訂正、引換え又は撤回は認めない。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。
- (5) 入札保証金

免除(倉敷市財務規則(昭和42年倉敷市規則第22号)第154条第3号の規定による。)

- 7 入札金額内訳書について
- (1) 上記6 (1) による入札金額の登録にあわせて、添付ファイルとして入札金額内訳書を添付する こと。この場合において、入札金額内訳書の書式は、上記4 (1) により電子入札システムからダ ウンロードした書式を使用すること。
- (2) 入札金額内訳書の作成及び保存に使用する電子ファイルの大きさは3MB以下とし、ファイル形式は次のとおりとする。ただし、当該形式での保存時に損なわれる機能は、電子ファイルの作成時に使用してはならない。

ファイル形式	条件
PDF形式	最新の Adobe Reader で読み取りが
	可能なもの
Microsoft Excel (拡張子が xlsx	Microsoft Excel2016 で読み取りが
及びxls)	可能なもの
Microsoft Word(拡張子が docx 及	Microsoft Word2016 で読み取りが
び doc)	可能なもの

- (3)(2)の場合において、電子ファイルを圧縮するときの圧縮形式は zip 形式とする。ただし、自己 解凍方式は認めない。
- (4)(1)により入札金額内訳書を添付する場合は、当該入札金額内訳書について、最新のパターンファイルによりウイルスチェックを行わなければならない。
- (5) 提出した入札金額内訳書の訂正、引換え、撤回は認めない。
- (6) 提出した入札金額内訳書の入札金額と電子入札システムに登録された入札価格が異なる場合は失格とする。
- (7)(1)にかかわらず、再度の入札においては、入札金額内訳書を添付しなくてもよい。
- 8 開札執行について
- (1) 開札場所

倉敷市西中新田640番地

倉敷市役所本庁高層棟2階 第2入札室

(2)入札回数

入札回数は最高2回(予定価格を事前公表するものは、1回)とする。

(3) 再度の入札

開札の結果、落札(候補)者がいない場合において、直ちに再度の入札をするときは、最初の入札に参加した者に限り参加することができるものとする。

(4) 開札執行に関しての注意事項

開札は、入札参加者のうち立会を希望する者を立ち会わせて執行し、立会を希望する者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて執行する。ただし、市長が入札事務の公正かつ 適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないこ とができるものとする。

9 入札の無効について

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- 10 落札者の決定について
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者(最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の金額で入札した者のうち、最低の価格で入札した者)を落札候補者とし、落札候補者に対して入札参加資格の審査を行い、落札者を決定する。

ただし、低入札価格調査基準価格を設けた場合において、落札候補者の入札価格が倉敷市低入札価格調査実施要領に定める低入札価格調査基準価格を下回る場合においては、同要領に基づき調査を行うので、別途指示する関係書類を指定期日までに提出すること。

(2) 入札参加資格の審査について

落札候補者は、契約課が指定する書類の提出期限の日(原則、開札執行日の3営業日後)の午後 5時15分までに、入札参加資格の審査書類を契約課へ提出(持参、郵送又はファクシミリによる。) すること。

なお、「指定期日までに指示した書類の提出が無い場合」や「書類審査の結果、落札候補者が入札 参加資格要件を満たしていないと判明した場合」は、当該落札候補者の入札は失格となり、次順位 者が新たな落札候補者となるため、入札参加者は前もって入札参加資格の審査書類を準備しておく こと。

11 その他注意事項

- (1) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (2) 事業協同組合及び当該組員の組合員について、組合と当該組合の組合員は同一の入札に参加できない。また、組合員が1者以上重複している事業協同組合は、同一の入札に参加できない。
- (3) 事業協同組合の場合、組合員の実績は認めない。
- (4) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札(開札)を 延期又は中止する。また、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合(不適正な入札 であると判断される場合を含む。)は、その入札の全部を無効とする。
- (5) 契約条項及び入札条件等については、入札公告及び一般競争入札(条件付)公告共通事項(建設工事)によるほか倉敷市工事請負契約約款、倉敷市財務規則、倉敷市工事執行規則、倉敷市建設工事等高落札率入札調査要綱、倉敷市電子入札等実施要綱、倉敷市建設工事共同請負制度事務処理要綱(共同企業体での入札参加を指定した工事に限る。)、倉敷市低入札価格調査実施要領(低入札価格調査基準価格を設けた工事に限る。)、倉敷市一般競争入札(条件付)事務処理要領及び倉敷市建設工事等入札心得の他関連規程による。
- (6)「落札候補者となったにもかかわらず、配置予定技術者がいないことを理由に入札参加資格審査で 失格となった場合」、「明らかに施工実績要件等の入札参加資格要件を満たさないにもかかわらず落 札候補者となり、入札参加資格審査で失格となった場合」及び「落札候補者となったにもかかわら ず、正当な理由なく入札参加資格審査申請を行わない場合」は、入札の秩序を乱す行為として指名 停止措置の対象とするので、十分注意すること。
- (7) 虚偽の入札参加資格審査申請を行ったことが判明した場合は、落札候補者としての権利を喪失するものとする。また、落札決定後にあっては落札決定の取消し、契約締結後にあっては契約の解除を行うことができるものとする。
- (8) 入札参加業者名等は開札執行時まで非公表とする。したがって、事前に入札参加者を知ろうとする行為は入札の公正を害する行為と認め、指名停止等の対象となるので、厳に慎むこと。
- (9) 予定価格2億円以上の工事の請負契約締結に当たっては、倉敷市の議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和42年倉敷市条例第88号)第2条の規定に基づき、本市市議会において可決されなければならない。なお、契約日は本市市議会において可決された日とする。
- (10) 倉敷市の要綱・要領等及び様式のダウンロードは、倉敷市ホームページから以下を参照のこと。 トップページ (https://www.city.kurashiki.okayama.jp)

>産業・ビジネス>入札・契約>建設工事・コンサル入札情報(契約課発注)

問い合せ先 倉敷市総務局総務部契約課(工事契約担当)

電 話:086-426-3171 FAX:086-426-4234